

## 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について」へのコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## (別紙1) コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	当協会から提出した意見・質問	金融庁の考え方
1	<p>現在よりも登録簿に記載された情報が容易に閲覧可能になることにより、個人情報や不正な目的で利用されるおそれがある情報が容易に入手可能になることが懸念される（フィッシング詐欺等での悪用等）。このため、メール等による閲覧請求に関しては、個人情報やメールアドレス等の不正の目的で利用されるおそれがある情報について閲覧を制限することを検討いただきたい。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・貸金業務取扱主任者の氏名、性別、店舗の場所</li><li>・貸金業者が広告・勧誘で使用している URL・メールアドレス</li></ul>	18 法令に基づき閲覧項目として定められている項目については、電子メール等による閲覧の運用に際しても、当局に備え置いている書類と同様に閲覧に供することといたします。